

学校法人会計について

学校法人 信 学 会

1. 学校法人会計と企業会計との違い

企業会計は、営利追求を目的とする企業の経済活動を報告する会計で、営業活動の成績を損益で表し、その年度の収益と費用を正しく捉えることを目的としています。

一方、学校法人会計は、学校法人が営利追求を目的とする企業とは異なり、教育研究の永続的遂行を目的とする公共性の高い法人であることから、収支の均衡状況と財政状態を正しく把握し、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを捉えることを目的としています。

2. 学校法人会計の根拠

国や地方公共団体からの補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法（14条）の規定により、文部科学大臣が定める基準（「学校法人会計基準」・平成27年度一部改正）に従い、会計処理を行い、貸借対照表・事業活動収支計算書・資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・附属明細書・財産目録を作成し、これを所轄庁へ提出することが義務付けられています。

3. 計算書類

(1) 資金収支計算書

当該年度の教育研究諸活動に対応する資金の使い途（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）を明らかにするものです。

(2) 活動区分資金収支計算書

資金収支計算を「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」に区分し、各活動における資金収支を明らかにするものです。

(3) 事業活動収支計算書

学校法人は教育・研究活動という事業目的自体、極めて公共性が高いものであり、一般企業よりもより一層継続性や安定性が求められ、永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。企業会計と違い損益の概念がふさわしくないため、収支均衡のとれている方がよい（収支差額が0）とされ、そのバランスを明らかにするものです。平成27年4月1日から施行の学校法人会計基準の改正により、「消費収支計算書」がこの「事業活動収支計算書」に変更され、「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の各区分で収支を明らかにするものになりました。

(4) 貸借対照表

学校法人の特徴は、その目的とされる教育・研究活動を達成するために、膨大な施設と設備、さらには各種の運用財産を必要とします。したがって、これらの財産が有効に維持管理されているか、また、その他の計算書類と有機的に結合されているかどうかなどを確かめるためのものです。

4. 各勘定の説明 各収支計算書の勘定科目

【収入の部】

学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、教育充実費、園外実習費、基本保育料等 園児、生徒から納入される収入
手数料収入	入学検定料、証明手数料等として受取る収入
寄付金収入	個人・法人から寄付金の受入に係る収入
補助金収入	国・地方公共団体から交付される補助金 認定こども園、新制度園の施設型給付費
資産売却収入	資産を売却して得る収入
資産売却差額	資産売却額が当該資産の帳簿価格を超えた場合の超過額
付随事業・収益事業収入	学校の付随事業、補助活動、収益事業等により得られる収入
受取利息・配当金収入	預金や有価証券の利息（配当金）等運用収入
雑収入	退職金社団からの交付金他収入
借入金等収入	銀行等からの借入金による収入
前受金収入	翌年度入学生徒に係る入学金、授業料等
その他の収入	前期末未収入金収入等
資金収入調整勘定	期末未収入金、前期末前受金等当該年度には現金の受取がないものを控除するための勘定
前年度繰越支払資金	前年度から繰越された支払資金総額
基本金組入額	第1号から第4号までの基本金への組入額合計

【支出の部】

人件費支出	教職員の人件費、法定福利費、退職金等
教育研究費支出	教育研究のために支出する経費
管理経費支出	教育研究以外のために支出する経費
借入金等利息支出	借入金に対する利息
借入金等返済支出	借入金に対する返済
施設関係支出	土地、建物、構築物等の取得に係る支出
設備関係支出	教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両等に係る支出
資産運用支出	各種特定資産への繰入支出、有価証券の取得に係る支出
資産売却差額	資産を売却したその代価が帳簿残高を下回った場合 その差額や資産を除却した際の除却額
その他の支出	前期末未払金支払支出、上記以外の支出
予備費	予算化されていない突発的な事象に対応するための経費
資金支出調整勘定	期末未払金、前期末前払金が該当し、当該年度の活動に対する支出で以前にあったもの、または翌年度以降になるもの
翌年度繰越支払資金	翌年度に繰越される支払資金総額

【貸借対照表の勘定科目】

固定資産	1年を超えて使用される資産をいい、土地、建物等「有形固定資産」と有価証券や特定資産等の「その他固定資産」からなる
流動資産	1年以内に使用される現金預金、未収入金、前払金等
固定負債	1年を超えて到来する長期借入金や退職給与引当金等の負債
流動負債	1年以内に到来する短期借入金、未払金、賞与引当金等の負債
基本金	第1号～第4号
第1号基本金	自己資金で取得した固定資産の額（園地、校地、園舎、校舎、機器備品、図書等の固定資産として保有）
第2号基本金	将来、固定資産を取得するために事前に留保した資産の額（現金預金、有価証券等引当資産として保有）
第3号基本金	基金として継続的に保持・運用する資産の額（現金預金、有価証券等引当資産として保有）
第4号基本金	学校法人の円滑な運営に必要な運転資金として保持する資産の額（現金預金、有価証券等引当資産として保有）